

安田中学校 部活動に係る活動方針

令和6年4月

安田町立安田中学校

令和6年4月改定

目 次

はじめに

1 基本方針

2 適切な運営のための体制整備

○部活動方針の策定・説明・公表

○指導・運営に関すること

(1)部の設置 ア～ウ

(2)業務改善及び勤務時間管理

3. 合理的かつ効率的、効果的な活動の推進のための取組

○適切な指導の実施

(1)適切な指導の実施ガイドライン

(2)健康管理(安全対策・安全管理)と事故防止

(3)体罰・ハラスメントの根絶と未然防止 ア～ウ

(3)体罰・ハラスメントの根絶と未然防止 エ

(4)運動部活動用指導手引きの普及・活用

(5)指導体制

○活動に関することについて

(1)目標・計画に沿った部活動の実施

(2)大会参加について ア～ウ

(2)大会参加について エ

(3)対外試合、合同練習等の実施について

(4)活動時の服装について

(5)部活動停止について

(6)部活動運営・指導について

4. 適切な休養日等の設定

(1)休養日の設定の必要性について

(2)休養日の設定

(2)休養日の設定 ア～オ

5. 学校の実態に即した部活動環境の整備

(1)学校の実態に即した部の設置

(2)学校部活動の家庭・地域との連携について ア～エ

(2)学校部活動の家庭・地域との連携について オ

6. 学校単位で参加する大会等の見直し

7. その他

1 ページ

2 ページ

3 ページ

4 ページ

5 ページ

6 ページ

安田中学校 部活動に係る活動方針

はじめに

安田町立安田中学校は、安田町教育委員会が策定した「安田町部活動ガイドライン」に則り、安田中学校の部活動改革に向け現状の把握から課題解決の取組を進める中で、持続可能な部活動の構築を目指すために「安田中学校 運動部活動並びに文化部活動に係る活動方針」（以下 安田中学校部活動方針）を策定する。

1 基本方針

学校教育の一環として本校に設置する全ての運動部活動並びに文化部活動が、生徒にとって望ましい部活動環境のもとで最適に実施されることを目指し、以下の点を基本方針とする。

- 将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保をめざし、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により活動が行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り計画的な活動及び休養日を適切に設定し、合理的かつ効率的、効果的な指導に取り組む。
- 学校組織（チーム安田中）の一員であるすべての教員は、「安田中学校部活動方針」「学校経営計画」を踏まえ、部活動の意義や運営・指導の在り方について共通認識を図るとともに同じベクトルで実践に臨む。そのため校長は、部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 適切な運営のための体制整備

○部活動方針の策定・説明・公表

- （１）年度当初の職員会議等で、安田町部活動ガイドラインに則り、校長が毎年度策定する「安田中学校部活動方針」を全教職員が確認する。
- （２）「安田中学校部活動方針」を PTA 総会、学校だより、学校 H P〔安田町 H P にリンク〕等を利用して保護者や地域に発信して公表し、共通理解を図る。

○指導・運営に関すること

（１）部の設置

ア 本校における中・長期的な生徒数（男女比率も含む）、教員数や配置状況を踏まえ、また近隣校との合同チーム編成の可能性も視野に入れ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消の観点から、円滑な部活動が実施できるように適切な数の部を慎重に検討するものとする。

※ 1 平成 31 年度・令和元年度より設置し指導・運営する「部活動」は次の通りである。

- ・運動部活動：○野球部 ○卓球部
- ・文化部活動：○吹奏楽部

※ 2 学校としての判断により設置する部活動の存続、廃止等を行う際には、中・長期の展望にたち十分に検討を図り、校長は、年度内に安田中学校生徒及びその保護者、安田小学校児童及びその保護者に説明し理解を得たうえで、次年度より実施するものとする。

イ 校長は、運動部活動顧問並びに文化部活動顧問（以下 部活動顧問）の決定においては校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌等を勘案して行い適切な校務分掌となるように留意する。

ウ 部活動顧問は、担当する部活動の特性を踏まえ合理的で効率的・効果的な活動を工夫するとともに教員・生徒の全員参加を原則に取り組む。

(2) 業務改善及び勤務時間管理

校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組への徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布について（令和元年12月11日付け元文科初第1214号）」、「公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教職員の服務を監督する教育員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の告示等について（令和2年1月17日付元文科初第1335号）」等の通知を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理を行う。

3. 合理的かつ効率的、効果的な活動の推進のための取組

○適切な指導の実施

(1) 適切な指導の実施とガイドライン、手引きの活用 ～生徒の心身の健康管理、事故防止～

校長及び部活動顧問（以下部活動指導員及び外部指導者を含む）は、指導に当たっては生徒との信頼関係の下に互いを尊重し合いながら活動を進めることが大切であること、身体に苦痛を与えたり高圧的な態度をとったりするような指導は不適切であることを十分に認識したうえで、部活動の実施に当たっては、※「運動部活動での指導のガイドライン」及び※※「運動部活動全体計画ハンドブック」に則り、生徒の心身の健康管理1（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止2（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

※ 平成25年5月 文部科学省作成 ※※ 平成26年3月 高知県教育員会作成

- 1 については、部活動顧問は、生徒の体調等への配慮、適切な練習メニューの設定等により生徒の心身の健康管理に努める。
- 2 については、部活動「顧問は随時、部活動場所、設備、用具の点検（破損、劣化、接合部の不具合等）を行い、安全確保と事故防止に努める。

(2) 健康管理（安全対策・安全管理）と事故防止

- ア 部活動顧問は、生徒の体調等への配慮を行うとともに、生徒の健康管理に努める。部活動中は、顧問もしくは副顧問がついて指導・監督及び安全管理を行う。
- イ 部活動顧問は、随時、部活動場所、設備、用具の点検（破損、劣化、接合部の不具合等）を行い、点検結果から安全な部活動運営に支障があると判断した場合は、校長に報告する。
- 校長はその状況により、必要に応じて教育委員会に報告するものとする。
- ウ 使用した設備の整頓・清掃、校舎等の施錠、消灯は部活動顧問が責任を持って行う。

(3) 体罰・ハラスメントの根絶と未然防止

- 学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒としての体罰が禁止されている。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は絶対に許されないものであり、学校として、体罰・ハラスメント等の未然防止に努める。
- ア 校長、部活動顧問及びその他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識を持つ。
- イ 指導にあたっては、体罰・ハラスメント、暴言、部員によるいじめ等は決して許さない、見逃さないことを十分に理解、認識し、部活動顧問間で相互観察や情報交換を行い、未然防止に努める。
- ウ 定期の企画委員会、職員会議で部活動顧問は情報を提供し、学校として部活動の適切な指導が実施されるように万全を期す。

エ 学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識を持つことが重要であり、学校や部活動顧問から積極的に説明し、理解を図る。

(4) 運動部活動用指導手引きの普及・活用

ア 校長は、教員に中央競技団体が今後策定する予定の運動部活動における※合理的かつ効率的効果的な活動のための指導手引きの周知・活用を推進する。

※ 競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例、週間、月間、年間での活動スケジュール、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等で構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意したわかりやすい手引書：

○参考：スポーツ庁 HP 平成30年11月28日

中学校部活動サッカー指導の手引き

中学校部活動におけるバスケットボール指導の手引き

イ 運動部顧問は、策定された指導手引き等を参考、活用して担当する部活動の指導を行う。

(5) 指導体制

ア 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌等を勘案した上で行い、適切な校務分掌となるように留意し学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

イ 校長（並びに教頭）は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等を行うとともに、計画的に、部活動視察を行い、生徒が安全かつ適切な方法と時間で指導され、練習時間や内容が生徒の過重負担とならないよう留意し、また、教員の負担が過度とならないよう必要に応じて教員に対して指導・是正する。

ウ 学校組織（チーム安田中）として部活動が適切・健全な指導・運営となるように、部活動顧問会（以下 顧問会）を組織する。部活動顧問、学級担任、保護者間等の連携をとり、円滑な運営に努める。

エ 部活動顧問会は、教頭と各部活動の主顧問で組織し、教頭は校長の方針を受け年度当初に部活動の開始時刻や、終了時刻の確認、下校指導の在り方及びシーズン制の駅伝練習の取組、その他スクールバスの連絡調整等の他、必要と思われる案件について協議、確認し共通理解と認識を図るものとする。

オ 部活動顧問会は、2ヶ月に1回、教頭が招集して開催し、各部の現状や課題を共有し全員で課題解決に向けた取組を行う。教頭は会の内容を校長に報告し職員会でも共有する。

○活動に関することについて

(1) 目標・計画に沿った部活動の実施

ア 運動部活動顧問並びに文化部活動顧問は、各部活動の目標と年間計画に沿って活動する。

イ 活動にあたっては、目標が達成できるように短期・中期目標及び各大会等に向けての練習計画を生徒とともに確認し、生徒の意欲向上を促す。

ウ 使用した設備の整頓・清掃、校舎等の施錠、消灯は部活動顧問が責任を持って行う。

(2) 大会参加について

ア 生徒数の減少により安田中学校単一で特定の部を設けることができない場合には、生徒の部活動の機会が損なわれることがないよう、合同部活動（以下 合同チーム）の取組に努め大会に参加する。

イ 部活動顧問は、「行事・競技会等への参加願い」を事前に校長に提出し、許可を受ける。

ウ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して参加する大会等を精査する。

(3) 対外試合、合同練習等の実施について

ア 他校との試合・合同活動の際には、事前に「許可願い」を校長に提出し、許可を受ける。

(4) 活動時の服装について

ア 運動部活動並びに文化部活動の際には、制服・体育授業用の体操服および部の練習着とする。

(5) 部活動停止について

ア 定期テストの1週間前からは、部活動停止とする。

イ 職員会、校内研修、中芸地区教育研究会、町園・小・中連絡会等が計画されている日は部活動停止とする。

ただし、大会前等の特別な事情がある場合には、保護者並びに職員会の了承を得て、練習を許可する場合もある。

(6) 部活動運営・指導について

ア 校長（並びに教頭）は、部活動視察を行い、生徒が安全かつ適切な方法と時間で指導され、練習時間や内容が生徒の過重負担とならないよう留意し、教員の負担が過度とならないよう、必要に応じて教員に対して指導・是正する。

イ 合同チームでの部活動についてはそれぞれの地教委が示した運動部活動等の「ガイドライン」並びに学校が作成した部活動の「活動方針」に即して適正に行うことを、校長は相手校の校長と確認するものとする。

ウ 合同チームの活動および運営について、校長に部活動顧問等から相談があった場合は、校長相手校校長と、適宜、相談・協議を行い適切な活動、運営を図るものとする。

4. 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定の必要性について

以下に掲げた「適切な休養と科学的トレーニングの関係性」や、「保健体育教師・養護教諭との連携」を理解し、部活動顧問は、適切な部活動の運営と指導に当たる。

ア スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るためには、休養を適切にとることが必要であること。

イ 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上にはつながらないこと。

ウ 生徒の体力の向上や生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、バーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう競技種目の特性などを踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導に努めること。

エ 専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得たうえで指導を行うこと。

(2) 休養日の設定

スポーツ医・科学の観点を踏まえ、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるように、また、各部活動顧問も心身の休養がとれるように部活動における休養日及び活動時間については、安田町部活動ガイドラインに則り、安田中学校の基準を以下の通りとする。

ア 学期中の休養日

学期中は、週当たり2日以上の休養日进行。

休養日は、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会等に出場、参加した場合は、代替休養日を6日以内に確保し、休養日を2日以上とする。

また、定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日进行。

イ 長期休業中の休養日

長期休業中の休養日は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定期間の休養日进行。

ウ 1日の部活動時間

1日の部活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の終末を含む）は3時間程度とし合理的かつ効率的、効果的な活動を行う。活動時間については、移動を含まない実際に活動した時間とする。

エ 合同チームについては、平日に遠方の学校と練習を行うことが困難な場合には、土日の両日に活動し、平日に2日以上休養日を設定することが可能である。ただし、以下の要件を満たす場合に限る。

- ・活動時間は週11時間程度とする。
- ・同じ顧問が土日とも指導することがないように、部活動指導員や別の顧問が指導する体制を整える。
- ・大会前等の期間（1ヶ月半程度）を限定とし、大会後の休養期間の設定や参加する大会等の精査を行う。
- ・生徒、教員ともに負担とならないよう配慮すること。
- ・なお、拠点校部活動にて、遠方の学校との練習となる場合は同様とすることができる。

オ 校長及び部活動顧問は、部活動における熱中症事故の防止の観点から、気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数、日本スポーツ協会の熱中症予防運動指針の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、活動の中止や延期、見直し等柔軟に対応するよう検討する。

また、生徒への健康観察をしっかりと行い、活動前、活動中、終了後には、こまめな水分・塩分補給と適切な休憩を取らせるなど、健康管理を徹底する。

なお、公式戦が真夏の期間中に実施される際には、熱中症対策として、例えば「経口補水液OS-1」等を生徒用、指導者用に準備し、配付する。

5. 学校の実態に即した部活動環境の整備

（1）学校の実態に即した部の設置

ア 校長は、学校の実態に即した部を、2（1）に基づき設置する。

イ 生徒数の減少により安田中学校単一で特定の部を設けることができない場合には、生徒の部活動の機会が損なわれないよう、合同チームの取組に努める。

ウ 近隣校と合同チームを編成する部活動顧問は、本校と合同チーム校の「学校の運動部活動に係る活動方針」について相互に共有し、平日、休日等の合同練習時間、公式的な大会等に臨む計画、休養日の設定等について適切な指導、運営となるよう、部活動顧問間の合意のうえで計画を立てる。

エ 合同チームでの部活動については、それぞれの地教委が示した運動部活動等の「ガイドライン」並びに各学校が作成した部活動の「活動方針」に即して適正に行うことを、校長は相手校の校長と確認するものとする。

- オ 校長に部活動顧問等から合同チームの活動および運営について、何か相談があった場合は、校長は合同チーム校の校長と、適宜、相談・協議を行い適切な活動、運営を図るものとする。
- カ 拠点校部活動は、生徒数の減少等により希望する部活動が在籍校にない場合において、参加を希望する生徒を拠点校方式により 1 つの学校が受け入れる救済措置とし、町教育委員会が事業主体となる。
- キ 拠点校部活動への参加申請は、保護者が在籍校に対して同意書等必要書類を提出し、在籍校が拠点校に対して必要書類を提出する。

(2) 学校部活動の家庭・地域との連携について

- ア 部活動顧問は、保護者と随時連携し部活動の円滑な運営を図る。また、保護者との適切な話し合いにより保護者会を開き、円滑な運営のための共通理解を図る。
- イ 部活動顧問は、公式戦並びに公式大会等の日程や練習計画（合同練習計画、練習試合計画および学校出発予定、学校帰着予定、昼食の必要の有無を含む）を保護者に通信等により事前に示し、理解と協力を得られるようにする。なお、急遽入った予定は速やかに知らせる。
- ウ 学校は、安田町教育委員会と連携し、運動部活動に所属している生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った環境整備を進める。
- エ 吹奏楽部に地域の団体等から、団体が関係する行事やイベントのセレモニー等への参加の要請があるときは、校長は、学校教育活動に支障が生じない範囲で吹奏楽部等の参加・出演を許可するものとする。
- オ 吹奏楽部が合同チームとして他地域の行事、イベント等への賛助出演の要請があれば、生徒の過重負担とならないように配慮したうえで、許可するものとする。

6. 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

合同部活動（合同チーム）においては、部員数減少により単独チームで編成できない場合の救済措置として学校間の校長が合意のもと結成される。大会への申請は学校長連名にて各学校から地区中体連へ行う。

7. その他

駅伝競走大会、その他部活動に準ずる活動については「安田町部活動ガイドライン」及び「安田中学校部活動方針」の趣旨を踏まえたうえで校長が判断する。